基本目標4 ちばの教育の力で、世界を舞台に活躍する人材を育成し、 「楽しい」「喜び」に満ちた豊かな社会を創る

施策10 郷土と国を愛する心と世界を舞台に活躍する能力の育成

【現状と課題】

海外から来日する外国人旅行者は、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を契機に、この10年間で4倍以上に増加しています。諸外国との直接的な玄関口である成田国際空港を擁する本県においても、県内の外国人宿泊客数が年々増加傾向にあります。

こうした中、千葉県の子供たちが将来、世界を舞台に活躍することができるよう、子供たちが郷土 や国を愛する心や誇りを持ち、自信を持って郷土や国の特色・魅力を発信するとともに、 グローバル社会に対応するために必要な資質・能力を育むことが重要です。

このため、子供たちが、郷土の歴史や伝統文化にふれ親しみ、身近なものとして学ぶとともに、 主体的に課題を発見して解決する力、創造力、発想力、他人と協働するリーダーシップ、チームワーク、 コミュニケーション能力、豊かな感性、多様性を尊重する態度などを育成する取組を推進すること が求められます。

また、急速な少子高齢化による地域社会の衰退等を背景に、地域の芸術や祭りの担い手不足、地域社会における歴史文化資料の継承が、本県においても課題となっています。

このため、県民が質の高い文化芸術や、日本の伝統文化、地域の歴史文化資料に触れ、親しむ機会の充実に向けた環境づくりを進めることとともに、学校における地域の伝統文化等についての学習活動の充実に向けた支援や、地域の文化財について理解を促す取組を通じて、文化財の適切な保存・継承を支援し、活用に対する機運の醸成を図る必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ 郷土や国の歴史や伝統文化を子供たちが受け止め、継承・発展させ、子供たちに郷土や国を 愛する心や誇りを育むための教育を推進します。
- ・ 子供たちがグローバル社会において必要となる資質・能力を身につけ、国際社会の担い手と なるための教育を推進します。
- ・ 県民が日本の伝統文化等に触れ、親しむことができる環境づくりや、文化財の保存・継承、活用 を促進します。

【主な取組】

(1) 郷土と国の歴史や伝統文化等について学ぶ教育の推進

次代を担う子供たちが郷土や国の歴史や伝統文化、風土に対する関心や理解を深め、尊重する態度を身に付けるとともに、郷土や国を愛する心や誇りを持ち、自信を持って発信することができる力を育むための教育活動を充実します。

また、道徳の時間などを活用して、先人の生き方などに関する学習活動を推進します。

- 「ちば・ふるさとの学び」の取組の推進
- 美しい日本語に触れ、日本語の理解を深める教育の推進
- 郷土と国の発展に尽くした人々を学ぶ機会の提供
- 邦楽や茶道など伝統文化の指導者による授業、部活動等への支援
- 国旗・国歌の意義や大切さの理解を深める取組
- 海外から見た日本を知る機会の提供

(2) 多様な文化を認め合う国際社会の担い手の育成

国際的な課題や世界の歴史・文化・宗教などについて教科・科目を横断した取組を充実し、 日本人としての自覚とアイデンティティを確立し、異文化理解を重視した教育活動の推進を図ります。 また、海外留学に関する支援や姉妹校交流、短期海外派遣等の事業を充実させ、海外留学に対する 機運の醸成を図ります。

- グローバル化に対応する教育環境の構築
- 国際的に活躍できる人材の育成
- 高校生等の海外留学の促進
- 教育旅行や留学生交流など国際交流の促進
- 産業教育関係高校における国際貢献の促進
- 幕張アジアアカデミー事業「アジア総合学科」の実施
- ホストファミリーの奨励

(3) 文化にふれ親しむ環境づくり

障害の有無や年齢、性別にかかわらずあらゆる人々が文化芸術を享受するために、博物館や文化施設等の様々な場での機会の提供や学校教育における文化芸術活動の充実など、文化芸術にふれ親しむ環境づくりを行うとともに、地域の伝統文化や歴史文化資料が次世代へ継承され、地域活性化につながる取組を行います。

また、関係機関や幅広い分野との連携を強化し、文化芸術を生かしたまちづくりや観光・産業等様々な分野での文化芸術の活用を推進します。

さらに、郷土の文化財を活用した、地域の歴史や伝統文化についての学習活動や、埋蔵文化財への 理解を深めるための取組を推進し、文化財の保存・継承に向けた機運を醸成します。

- 博物館機能を活用した文化振興
- 文化芸術の鑑賞、体験する機会の充実
- 伝統文化の保存・継承
- 郷土食の講座・体験事業の実施(関連 施策3(3))
- 県内文化財情報等の提供
- 博物館・美術館や文化財等を活用した学習支援(関連 施策1(1))
- 日本が誇る伝統芸能や地域に根ざした民俗芸能との触れ合い体験の推進
- 国・県指定文化財の保存整備の支援
- 文化財の公開・活用の支援と推進
- 県立博物館を活用した体験活動(関連 施策1(1))
- 千葉県資料や県民の役に立つ資料・情報の蓄積・提供(関連 施策1(2)、施策9(1))
- 県立図書館の機能の充実(関連 施策1(2)、施策9(1))

施策 11 「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」の推進

【現状と課題】

県が実施した県民のスポーツに関するアンケート調査によると、週1回以上スポーツを行っている人の割合は全国の平均と比べ高くなってきましたが、子育て・働き盛り世代は他の世代と比較すると低く、さらなる向上が求められます。また、県民の健康・体力づくりに関しては、将来の介護予防や生活の質の維持の観点からのロコモティブシンドローム(運動器症候群)の予防、健康寿命の延伸、さらには障害のある人にも配慮したスポーツ環境の整備など、スポーツに対するニーズが多様化しています。

こうした中、本県において東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の 8 競技が開催 されることは、スポーツへの関心を高め、スポーツを通じた健康づくりや生きがいづくりを再認識 する絶好の機会となります。こうした機会を捉え、誰もが生涯にわたり、スポーツに親しむことが できる環境づくりを進めるとともに、スポーツによる地域の活力づくりにつなげていくことが重要です。

本県では、平成22年12月に制定された「千葉県体育・スポーツ振興条例」において示された体育・スポーツの施策に関する基本的な理念と施策の方向性の下、計画的・継続的にスポーツの振興に関する様々な取組を推進してきました。

今後も引き続き、県民が身近な場所でスポーツが行える環境の整備や、スポーツの場や機会に関する情報の提供、スポーツによる健康への影響や効果の積極的な発信により、県民の誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりを進めることが求められます。

また、障害者スポーツにおいては、障害者が利用できる施設や、障害者スポーツの指導者・ボランティア数の不足といった課題が見られます。障害のある人が気軽にスポーツに親しむことができる環境を整え、スポーツを通じた障害者との交流や障害への理解を促進し、共生社会の実現につなげることが求められます。

さらに、本県にゆかりのある選手が日本や世界の「ひのき舞台」で活躍することは、県民に大きな感動や勇気、希望、誇りを与えます。将来、活躍が期待される選手の発掘・育成・強化や指導者の養成に加え、県民のためのスポーツ施設の再整備等を進めることが求められます。

【取組の基本方向】

- ・ 県民がライフステージに応じてスポーツに親しむことができるよう、スポーツの場、機会、情報 の提供に努めるとともに、スポーツ指導者の養成や県民のためのスポーツ施設の再整備等を進め ます。
- ・ 障害のある人が気軽にスポーツに親しむことができるよう、施設・指導者等の環境整備や、スポーツを通じた共生社会の実現に努めます。
- ・ 将来、日本や世界を舞台に活躍する選手の発掘・育成・強化に取り組みます。

【主な取組】

(1) 人生を豊かにするためのスポーツの推進

誰もがスポーツを通じて、生きがいのある豊かな人生を歩むことができるように、身近な場所でスポーツが行える総合型地域スポーツクラブの活性化やスポーツ指導者の養成、活用を図ります。

また、県民が気軽に参加できるスポーツイベントや各種大会等の、スポーツの場や機会に関する情報を提供したり、県立スポーツ施設の無料開放や県立学校の体育施設の開放を推進したりすることで、日常生活の中での運動習慣の定着を図り、スポーツの楽しさなどを実感できるよう取り組みます。さらに、スポーツ施設については、県民が安心・安全に利用できるよう、施設の耐震性能や利便性の向上に努めます。

加えて、将来の介護予防や生活の質の維持の観点から、運動器の機能低下によって起こるロコモティブシンドロームとその予防に関する知識の普及啓発を行うとともに、運動による健康への影響や効果の積極的な発信を行います。

- ライフステージに応じたスポーツの推進
- 健康・体力づくりを意識したスポーツ活動の推進
- スポーツ環境の整備
- スポーツを通じたネットワークの充実・拡大
- 誰もが参加できるみんなのスポーツの推進
- スポーツを通じた地域の活力づくりの推進

(2) ともに楽しめる障害者スポーツの推進

障害のある人とない人の障害者スポーツ交流試合を実施し、障害者スポーツの周知を図ります。 また、市町村へコーディネーターを派遣し、スポーツ体験会や教室等を開催するとともに、貸出用 競技用具の充実を図るなど、障害のある人が、地域でスポーツに親しめる環境を整備します。

さらに、障害のない児童生徒等への障害者理解教育をはじめとして、障害の有無にかかわらず、誰もが地域や職場・学校などで、共に支え合って暮らす共生社会の形成を目指して、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした障害者スポーツの普及など様々な取組を通して、「心のバリアフリー」の考え方を広め、障害についての理解促進に努めます。

○ 障害のある人のスポーツ推進

(3) 競技力の向上

国内大会やオリンピック・パラリンピック、国際大会において活躍が期待される選手の発掘・ 育成・強化や指導者の養成に継続的に取り組むとともに、競技力向上のための環境整備やスポーツ 医・科学の活用などの事業を推進します。

- 千葉県競技力向上推進本部等による支援
- 競技力向上のための環境整備
- 障害者アスリートへの支援

